

公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ普及奨励助成事業」助成金交付要項

1. 趣旨

公益財団法人スポーツ安全協会（以下「本会」という。）が、定款第4条第1項に定めるスポーツ活動等の普及奨励を図るため実施する、スポーツ普及奨励助成事業の助成金交付に関し、必要な事項を定める。

2. 助成対象者

法人格を有するスポーツ・レクリエーション等生涯スポーツ関係団体（営利法人を除く）

3. 助成対象事業及び助成金額

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に、原則として全国・ブロック単位で開催する次の事業

- ① 多種目にわたって行われる大規模な青少年スポーツ振興事業（1事業につき上限250万円、補助率50%以内）
- ② 各種スポーツ・レクリエーション大会、生涯スポーツの振興に関する研修会・研究協議会・研究大会等（1事業につき上限100万円、補助率50%以内）

4. 助成対象期間等

- （1）助成対象期間は交付決定対象年度中の1年間とする。
- （2）助成活動者が本助成金の交付を受けることができるのは、原則として合計3か年度までとする。ただし、助成対象活動が全国規模で行われており、我が国の生涯スポーツ活動の振興に欠かせないものであると下記6に定める審査委員会が認定した助成活動者については、この限りでない。

5. 助成金交付申請書の提出

助成金を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める当該年度の「スポーツ普及奨励助成事業募集要項」に定める期日までに公益財団法人スポーツ安全協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

6. 交付の決定

会長は、前項の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、別に定め

る公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業審査委員会規程の審査委員会の議を経て、助成対象事業及び助成金交付額を決定し、申請者へ通知する。

7. 実績報告

助成活動者は助成対象事業終了後 30 日以内、又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに活動実績報告書(様式第 2 号)を、会長に提出しなければならない。

8. 交付決定の取消等

会長は、助成活動者から助成活動の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、助成活動者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- ① 助成活動者が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- ② 助成活動者が、助成活動に関して不正等不適切な行為をした場合
- ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合

9. 助成事業であることの表示

助成対象事業の開催要項、看板、プログラム等に「公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業」もしくは「この事業は、公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業の助成金を受けて実施(開催)しています。」と明確に表示すること。

附則

この要項は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する

附則

この要項は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する

附則

この要項は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する

附則

この要項は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。